

「沼津の出逢い応援課」沼津市メール会員登録者への情報発信基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沼津市（以下「市」という。）が運営する「沼津の出逢い応援課」沼津市メール会員登録者への情報発信の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(発信内容)

第2条 「沼津の出逢い応援課」沼津市メール会員登録者に発信する情報は、結婚を希望する独身者に出会いの機会を提供する内容の事業やイベント等（以下「婚活イベント等」という。）に関するものとする。

(規格等)

第3条 「沼津の出逢い応援課」沼津市メール会員登録者に対し、情報発信することができる婚活イベント等の内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治体が主催しているもの
- (2) 自治体が共催・後援・協賛しているもの
- (3) 民間団体等が実施する婚活イベント等で沼津の出逢い応援課サイトに掲載したものの

(申請)

第4条 前条第2号及び第3号に該当するイベント等の情報発信に際しては、主催者は市に対し、「沼津の出逢い応援課」沼津市メール婚活イベント等の情報発信依頼書（別記様式）及び自治体の共催・後援・協賛が確認できる書類の写しを提出するものとする。

附 則（平成27年5月13日企画部長決裁）

この基準は、平成27年5月13日から施行する。

附 則（平成30年7月27日企画部長決裁）

この基準は、平成30年7月27日から施行する。